

# 三重県環境影響評価条例施行規則の見直しに係る考え方

令和4年3月23日

環境生活部地球温暖化対策課

## 1 経緯、背景

### (1) 環境影響評価について

環境影響評価は、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聴いたうえで、環境の保全について適正な配慮を行い、事業に反映させることを目的とした制度です。わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していますが、環境影響評価法（以下、法という）は規模が大きく環境影響の程度が著しいものになるおそれがある事業を対象としており、都道府県等が定める条例は地域の実情に応じ、比較的規模の小さい事業を対象としています。

### (2) 国の規制緩和の動き

風力発電をはじめとした再生可能エネルギーは、発電時に温室効果ガスを排出しないことから、国としてもカーボンニュートラル社会の実現のために、導入を促進していく方針としています。こうした中、内閣府特命担当大臣（規制改革）主催で開催された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、法の対象となる風力発電所の規模要件緩和が検討され、「風力発電等の導入拡大に向けた環境評価制度の見直し」を含む規制改革実施計画が令和3年6月18日に閣議決定されました。

環境省はこの決定を受け、風力発電所に係る規模要件を見直し、必ず環境影響評価を行うこととしている第一種事業については、総出力1万kW以上を5万kW以上に、手続きを個別に判断することとしている第二種事業については、総出力37,500kW以上5万kW未満に緩和する等を内容とする環境影響評価法施行令を改正し、令和3年10月31日に施行しました。

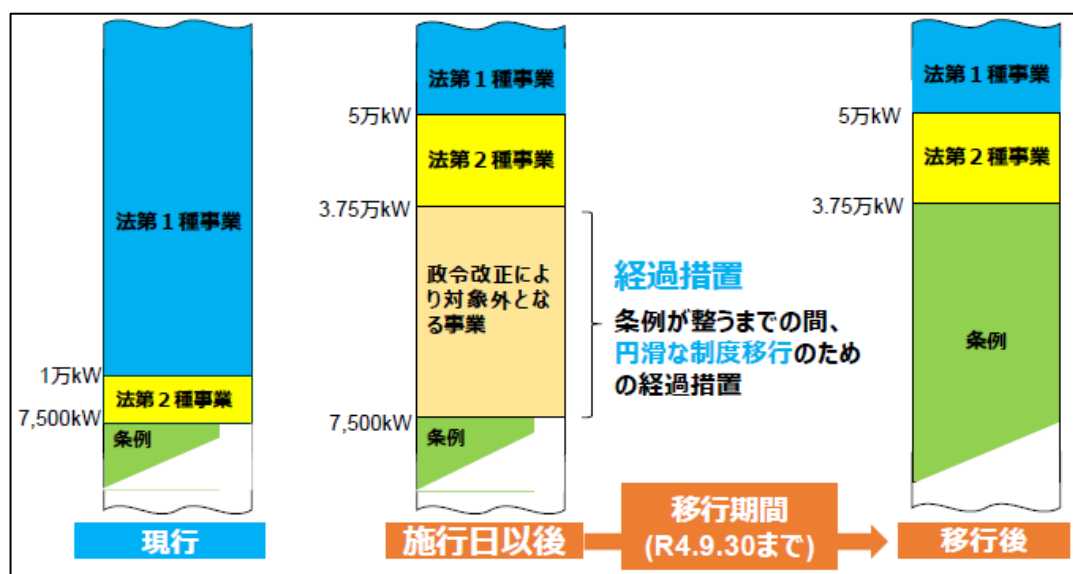


図1 改正環境影響評価法施行令の概要（環境省資料より）

なお、この施行令には経過措置が設けられ、令和4年9月30日まで引き続き現状の枠組みが維持されるものとなっています。

### (3) 三重県環境影響評価条例施行規則の改正

環境影響評価法施行令の改正により、総出力 37,500kW 未満の風力発電所については法の対象事業でなくなりますが、三重県環境影響評価条例（以下、条例という）の対象事業には風力発電所が規定されていないことから、適切な環境配慮がなされないまま、事業が進められるおそれがあります。また、経済産業省と環境省が開催した再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会の報告書（以下、国報告書という）においても、法対象事業とならない規模の風力発電所について、適切な環境影響評価の実施が担保されるよう留意する必要があることが指摘されていることから、三重県環境影響評価条例施行規則を改正し、対象事業に風力発電所を追加すること及びその規模要件について、検討を行う必要があります。

現行			改正後		
事業種類		規模要件	事業種類		規模要件
電気工作物	水力発電所	1.5 万 kW 以上	電気工作物	水力発電所	1.5 万 kW 以上
	火力発電所	5 万 kW 以上		火力発電所	5 万 kW 以上
	地熱発電所	5 千 kW 以上		地熱発電所	5 千 kW 以上
		風力発電所		7.5 千 kW 以上	

図2 環境影響評価条例施行規則の改正検討イメージ

## 2 三重県環境影響評価条例施行規則の改正に係る情報

### (1) 風力発電所の立地特性

風力発電所は、山間部等の陸上に発電機を設置する陸上風力発電と、海洋に発電機を設置する洋上風力発電に大別されますが、陸上風力発電については一般的に、下記の条件を満たす土地が立地適地とされており、県内では青山高原及び度会町獅子ヶ岳周辺の尾根部において既に発電所が稼働しています。また、青山高原北側の布引山地や、松阪市白猪山周辺、南伊勢町と度会町、大紀町の町境の山間部において、風力発電所の建設が計画されています。（表1、図3参照）

また、既存の計画や風況の状況等からわかるとおり、立地適地とされる場所は、山間部や山地の尾根部が多くを占めています。一方、これらの場所は植生自然度の高い地域、自然公園区域等に指定されている地域が多く、未開発の自然環境が残されている地域と重なります。（巻末資料参照）

なお、洋上風力発電については、現時点で県内での計画はありません。

(陸上風力発電の立地条件)

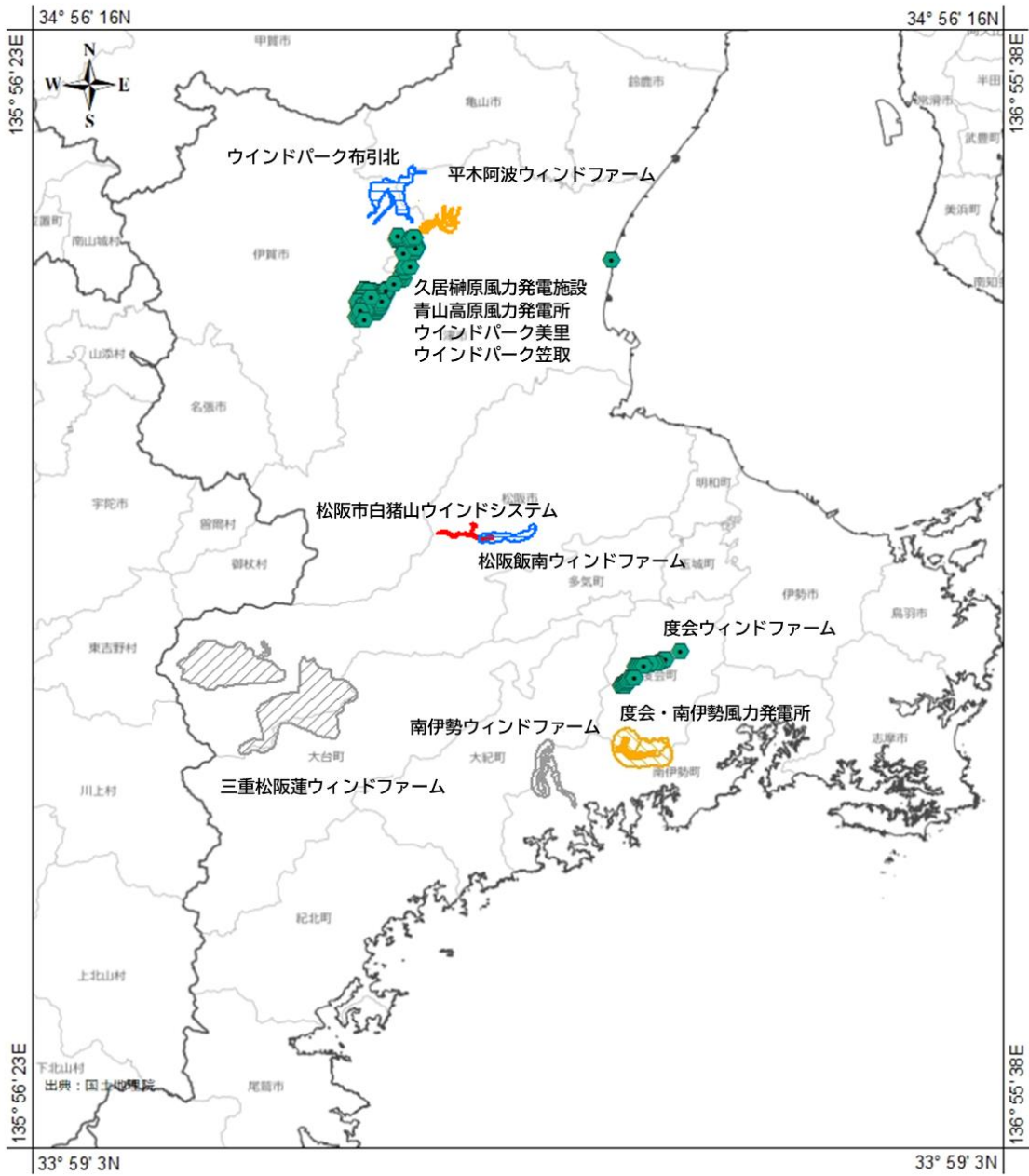
- ・風況が良い (目安として年平均風速が 6 m/s)
- ・発電機設置場所へのアクセスが良い
- ・系統接続可能な送電線が存在する

	発電所名	場所	運転開始	発電所出力			手続き実施根拠	改正法による判定
				発電所出力 (kW)	単機出力 (kW)	基数		
稼働中	久居榑原風力発電施設 【リブレース済み】	津市	R3.3 (H11.2)	3,000	1,500	2		不要
	青山高原風力発電所 【リブレース計画中】	津市 伊賀市	H15.3	15,000 [15,000]	750 [2,300]	20 [7]	【リブレースは法】	不要
	ウインドパーク美里	津市	H18.2	16,000	2,000	8		不要
	ウインドパーク笠取	津市 伊賀市	H22.2 H22.12	38,000	2,000	19	条例	第2種
	新青山高原風力発電所	津市 伊賀市	H28.3 H29.2	80,000	2,000	40	条例	第1種
	度会ウインドファーム	度会町	H29.2 H31.4	50,000	2,000	25	条例 →法	第1種
アクセス 手続中	松阪飯南ウインドファーム	松阪市		25,200	3,200	8	自主アセス →法	不要
	松阪市白猪山ウインドシステム	松阪市		22,000	2,000	11	自主アセス →法	不要
	ウインドパーク布引北	津市 伊賀市		64,000	2,300	28	法	第1種
	平木阿波ウインドファーム	津市 伊賀市		24,000	3,000	8	法	不要
	ウインドファーム津芸濃	津市 伊賀市		48,000	3,000	16	法	第2種
	南伊勢ウインドファーム	大紀町 南伊勢町		35,200	3,200	11	法	不要
	度会・南伊勢風力発電所	度会町 南伊勢町		51,600	4,300	12	法	第1種
	三重松阪連ウインドファーム	松阪市 大台町		251,000	4,200~ 5500	60	法	第1種

表 1 県内の風力発電所

※改正法による判定は、法改正後の規模要件 (5 万 kW (第 1 種)、37,500kW (第 2 種)) に照らし合わせた場合、どのような手続きが必要か仮定したものです。

※「再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT)」の事業計画認定情報によると、この他に 20kW 未満の発電所が 25 件、7,480kW、7,490kW 各々 1 件の事業計画が認定されています。(令和 3 年 11 月 30 日現在)



- |                   |           |         |
|-------------------|-----------|---------|
| 既設の風力発電設備（風車位置）   | 環境影響評価方法書 | 環境影響評価書 |
| ● 既設の風力発電設備（風車位置） | ■ 方法書     | ■ 評価書   |
| 計画段階環境配慮書         | 環境影響評価準備書 |         |
| ▨ 配慮書             | ▨ 準備書     |         |

2022年03月10日

この図は「環境アセスメントデータベース」より作成しました

図3 県内の風力発電所

## (2) 風力発電事所による環境影響の特性

国報告書においては、「環境影響の程度は、規模に相関する傾向もあるものの、立地の状況に依拠する部分が多い」とされており、風力発電所における主な影響としては、騒音、鳥類への影響（バードストライク、生息環境の変化等）、土地改変による動植物・生態系への影響や水の濁りの発生、景観への影響があげられています。また、風力発電所独特の影響として風力発電機のブレードへのコウモリ類の衝突（バットストライク）や、回転するブレードの影により地上部で明暗が発生（シャドーフリッカー）することによる影響も考えられます。特に、陸上風力発電所については山地の尾根部に建設されることが多いことから、土地改変に伴う動植物、生態系への影響や、供用時における鳥類への影響、景観等について重大な影響が生じるおそれがあります。

## (3) 風力発電所を対象とした環境影響評価の状況

風力発電所が法の対象事業として追加されたのは平成 24 年ですが、法の対象事業の規模要件が出力 1 万 kW（第 1 種）、出力 7,500kW（第 2 種）であり、大半の事業が法の対象事業となる点から、当時は条例の対象事業に風力発電所を追加していません。

また、風力発電所が法の対象事業に追加される以前は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が作成した「風力発電のための環境影響評価マニュアル」等を参考にした自主的な環境影響評価手続きが行われていました。また、県内で稼働中の風力発電所の内 3 事業は、条例に規定する「工場又は事業場（面積 20ha 以上）」として環境影響評価手続きを実施しています。

法改正後の規模要件（5 万 kW（第 1 種）、37,500kW（第 2 種））と県内における風力発電所の規模を照らし合わせると、14 事業中 5 事業で環境影響評価が必要、2 事業が第 2 種事業の規模、7 事業で環境影響評価が不要となります。今後も同程度の規模で事業が計画されると仮定すると、半数程度の事業が法に基づき環境影響評価を実施することになります。

（表 1、図 3 参照）

## (4) 条例における風力発電所の環境影響評価

現行の条例においては、法の規模要件未満（出力 37,500kW 未満）の風力発電所について、「工場又は事業場（面積 20ha 以上）」に該当すれば従来通り環境影響評価を実施することになり、面積が 10ha 以上 20ha 未満で造成を伴う場合は「宅地その他の用地造成事業」として簡易的環境影響評価を実施する必要があります。一方、20ha 未満で造成を伴わない場合や造成を伴うものの面積が 10ha 未満の場合は、環境影響評価が不要となります。

また、風力発電所の立地特性、環境影響の特徴から、調査の実施が必要となる環境影響評価（事業場 20ha）とは異なり、文献調査を基本とする簡易的環境影響評価（宅地その他の用地造成事業 10～20ha）においては、希少な動植物の生息、生育状況等について情報が乏しく十分な予測、評価を行うことが困難であると考えられます。

※対象事業の種類により面積の捉え方が異なり、「工場又は事業場」の場合は工場等の用に供する敷地面積、「宅地その他の用地の造成事業」の場合は施行区域の面積（事業を実施するため必要となる全区域）で規模要件を判断します。

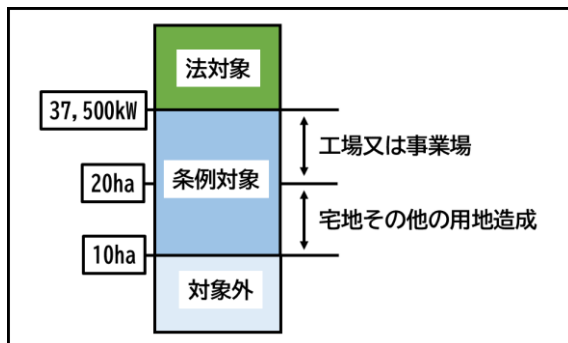
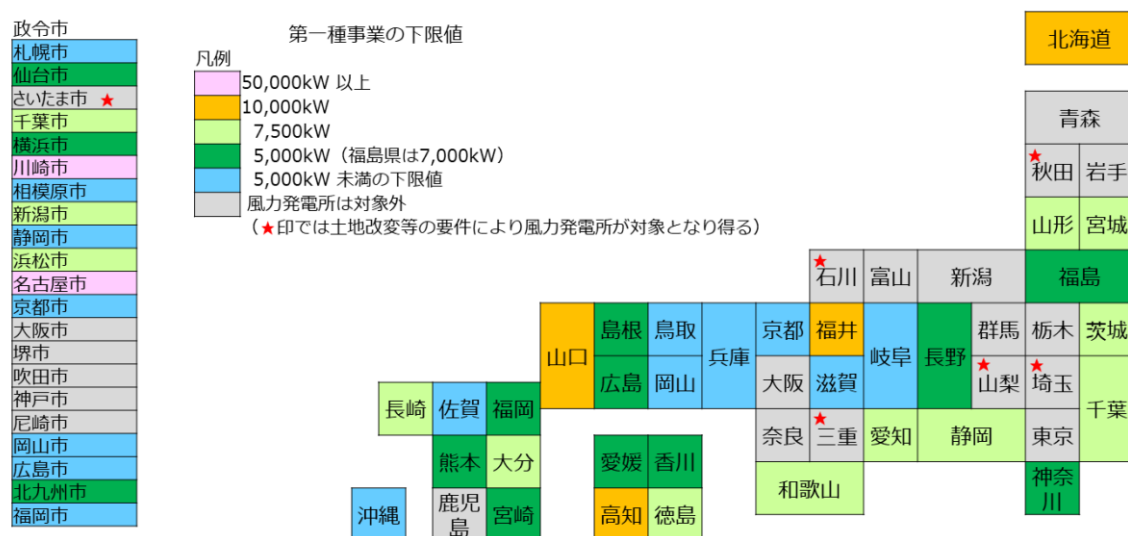


図4 現行条例における風力発電所の取扱い

(5) 他都道府県の状況

条例において風力発電所を対象としている都道府県は 32 道府県あり、三重県を含む 15 都府県では対象としていません。また、条例において対象としている場合の規模は、10,000kW（4 道県）、7,500kW（10 県）、7,000kW（1 県）、5,000kW（9 県）、5,000kW 未満は（8 府県）となっています。（図5参照）

また、風力発電所を条例の対象事業としていない都府県においては、今回の法施行令の改正を受けて、対応を検討しているとのことです。



※地域区分に応じて規模要件を設定している場合は、自然環境保全上の地域区分ではない一般的な地域区分の下限値とした。  
 ※なお、愛知県のみ、第一種事業の規模要件の上限値を定めている。

図5 各自治体における風力発電所の取扱い（国報告書による）

### (6) 環境影響評価手続きの持つ性質

国報告書によると環境影響評価の手続きには、公開された図書に対し地域住民等が意見を提出できる機会が設けられているなど、地域とのコミュニケーションの促進を図ることにより、円滑な事業の実施に結果的に寄与してきた側面があると考えられています。

また、これまで県内で環境影響評価が実施された風力発電所においては、周辺環境への影響を懸念する住民らから多くの意見が寄せられた事例もあり、事業を円滑に実施するためには、法対象とならない規模の事業についても、事業者と住民らとのコミュニケーションを促進していく必要があると考えられます。

## 3 条例における風力発電所の取扱い

### (1) 条例における風力発電所のあり方

国報告書においては、「風力発電所の環境影響の程度は、立地する場所に依拠する度合いが大きいことから、法対象とならない規模が大きいとはいえない事業について環境への配慮が適正に確保されない懸念があり、地域において風力発電の受容性がより低下することが懸念される。そのような事態は、かえって風力発電の積極的な導入を阻害する恐れがあり、自然や生活環境の保全を前提として、風力発電の促進の観点からも、風力発電所の規模要件は、単に現行法下における適正な規模要件のみを検討するのではなく、法対象とならない規模の事業に対する適切な措置とあわせて検討すべきである。」とされており、法対象とならない規模の風力発電所についても措置を検討する必要性が示されています。

三重県の場合、風力発電所の立地適地とされる場所は、山間部や山地の尾根部が多くを占めますが、これらの場所は植生自然度の高い地域、自然公園区域等に指定されている地域が多く、希少な野生動植物種の生育、生息環境を有する自然環境が残されているものと考えられます。これらの土地に風力発電所を設置した場合、土地改変に伴う希少な動植物の生育、生息環境の喪失、バードストライクに伴う生態系のかく乱、景観に対する影響等、著しい環境影響が生じることが懸念されることから、事業による環境の保全について適正な配慮がなされるよう、風力発電所を条例の対象事業として追加することを考えています。

また、風力発電所の立地適地とされる山間部や山地の尾根部等については、環境についての調査がなされておらず、地域の情報が充実していない場合も多いことから、環境影響評価手続きにより地域の方々から意見を募ることで、事業者が地域特有の情報を把握し、環境の保全への適正な配慮に繋がることが期待されます。

### (2) 条例の対象とする規模

国報告書における規模要件の考え方は、「風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的な事業とみなし、事業の規模を示す指標として、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ 50mの範囲の面積を想定する。また、風力発電所は、数十メートルのタワー上でローターが回転するとい

う構造であり、高さ方向の空間利用が大きいことから、面的事業の 100ha より厳しい要件を設定している埋立て・干拓と同様に 50ha に相当する出力規模とする。上記の考え方にに基づき、2012 年以降に評価書手続きが終了した 46 事例について線的な事業とみなした面積を分析すると、50ha に相当する出力はおよそ 5 万 kW となる。」とされています。

現行の条例においては、法対象とならない風力発電所は「工場又は事業場（面積 20ha 以上）」、又は「宅地その他の用地造成事業（10～20h）（簡易的環境影響評価）」として環境影響評価手続きを行う必要があることから、国報告書の考え方にに基づき出力に換算すると 2 万 kW、1 万～2 万 kW 相当となりますが、従来から法対象事業が出力 7,500kW を下限として運用されてきたこと、また、これまで県内で環境影響評価が実施された風力発電所においては、周辺環境への影響を懸念する住民らから多くの意見が寄せられた事例も鑑み、出力 7,500kW 以上の事業を条例の対象とすることを考えています。

なお、風力発電所を対象として他県の規模要件は、10,000kW（4 道県）7,500kW（10 県）、7,000kW（1 県）、5,000kW（9 県）、5,000kW 未満は（8 府県）となっており、他県と比べて大きく乖離している状況ではありません。

#### 4 その他

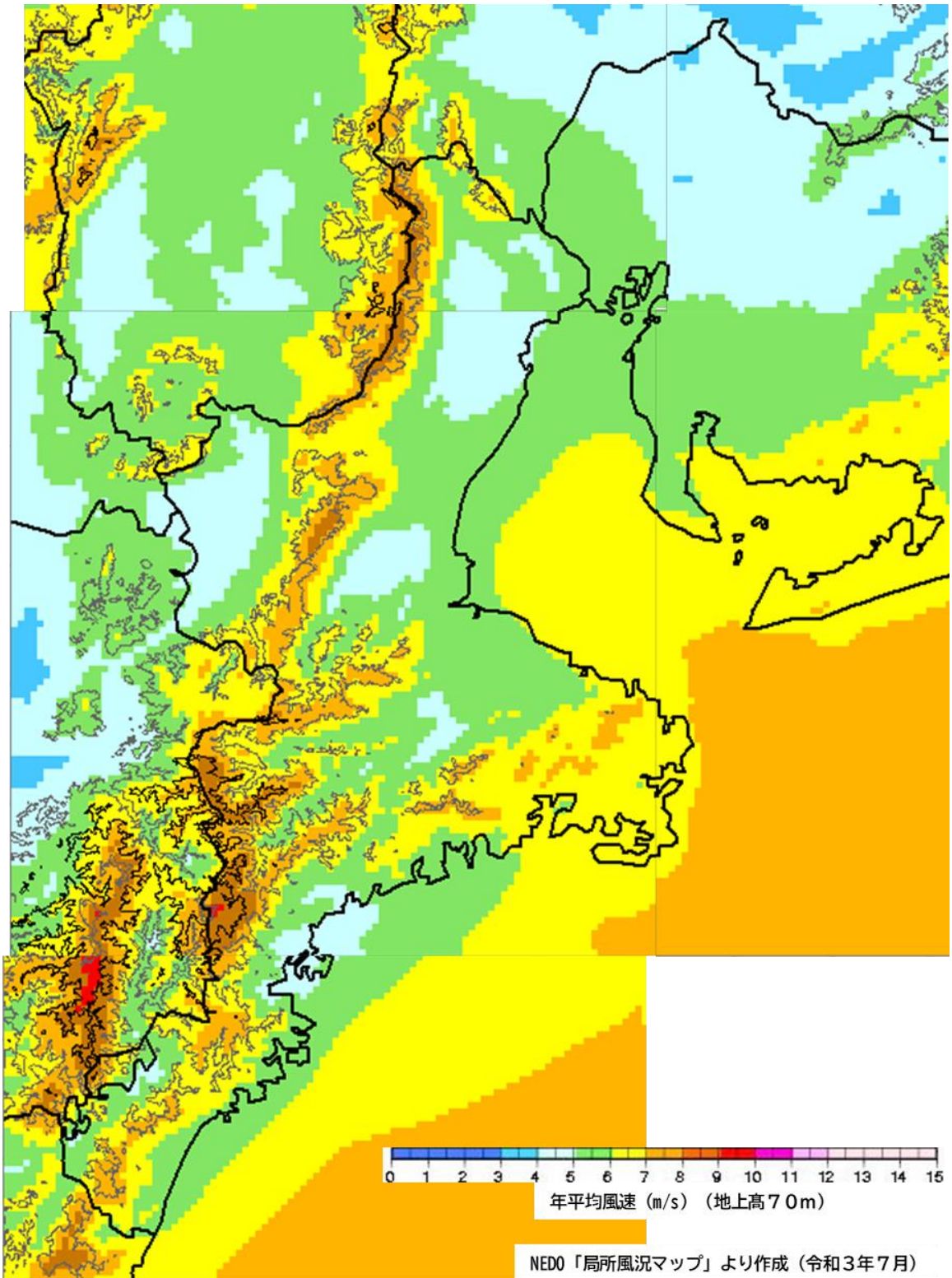
風力発電所特有の影響であるシャドーフリッカー（回転するブレードの影により地上部で明暗が発生すること）による影響については、技術指針において環境影響評価の項目に記載がないことから、追加することを検討しています。なお、詳細な内容につきましては、環境影響評価、事後調査その他の手続きに係る技術的な事項を調査審議する三重県環境影響評価委員会においてご審議いただいたうえで、改正いたします。

#### 5 今後のスケジュール

令和 4 年 4 月～5 月	パブリックコメントの実施
5 月	検討部会（第 2 回）
6 月	環境審議会（改正案の報告、答申）
8 月	改正施行規則の公布
10 月 1 日	施行



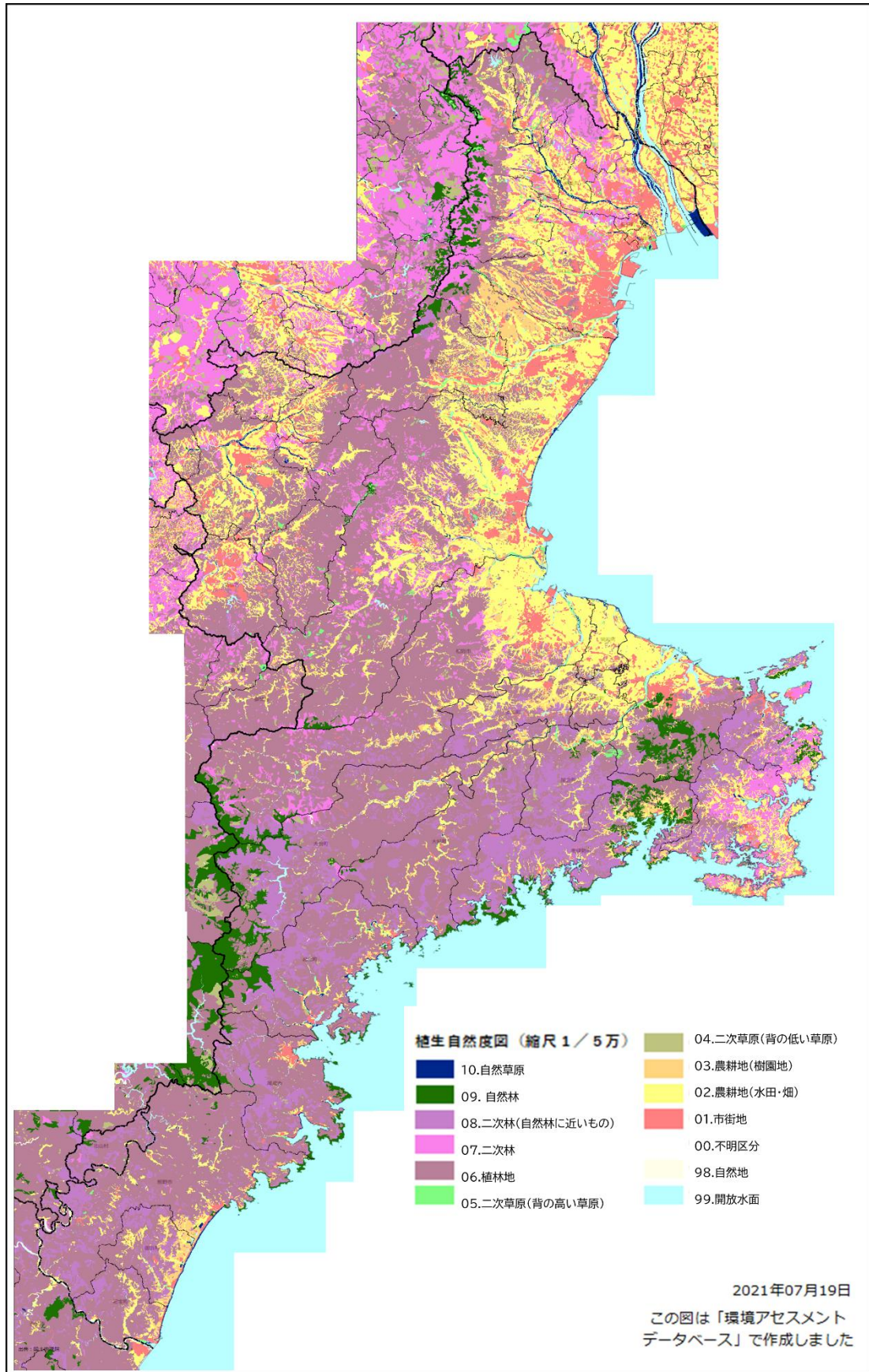
(参考資料)



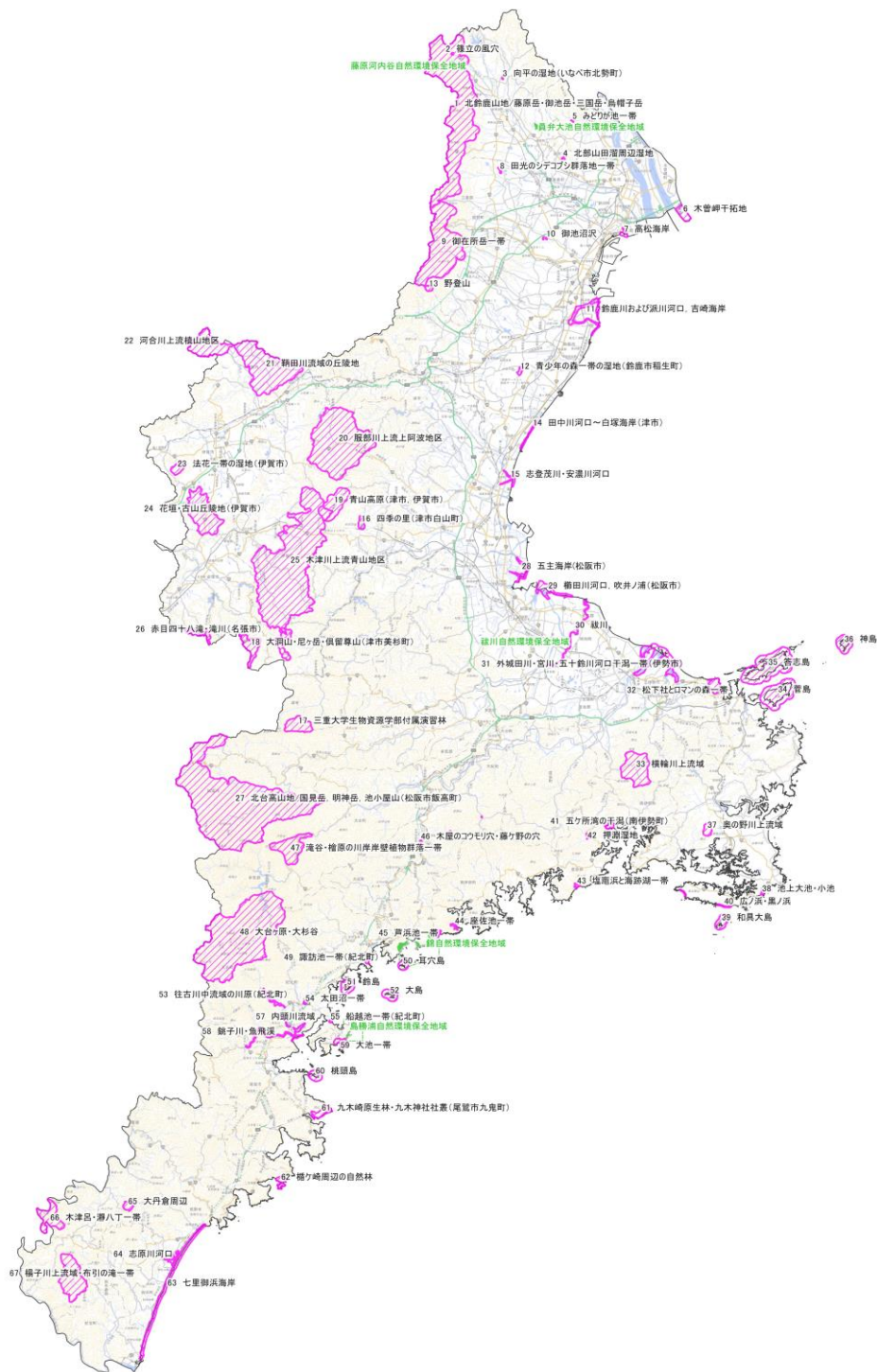
県内の風況







県内の植生自然度



希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）